

# 中国・EUの反ダンピング・反補助金調査の顛末 ～中国製太陽光パネル製品のケース～

江原 規由 *Noriyoshi Ehara*

(一財)国際貿易投資研究所 研究主幹

## 要約

中国は世界から最も多くの貿易救済措置（反ダンピング、反補助金調査など）の発動を受けている。そんな中、今、最も話題となっているのが、EUによる中国製太陽光パネル製品に対する反ダンピング、反補助金調査（双反調査）である。EUは、今年（2013年）6月6日から8月6日まで、同製品に対する11.8%の一時的懲罰性関税の徴収（仮決定）を決定した。これに対し、中国は、EUとの「価格約束」を受入れ、8月6日以降の高税率関税の徴収を一時回避した。

本稿では、「価格約束」までの経緯と、中国とEUの“都合”と“かけ引き”を中心に論じている。

今後、中国経済の国際化が急展開する中で、対中ビジネス上の課題やその行方を見る上で、本稿が少しでもヒントを提示できれば何よりである。

なお、EUによる中国製太陽光パネル製品に対する「双方調査」に先駆け、米国が中国製太陽光パネル製品に対する「双方調査」を実施している。その経緯について、末尾に「参考6」として簡単に紹介しておいた。

## はじめに

中国商務部によると、WTO加盟後

の10年間に、中国は、輸出額で5.9倍、輸入額で5.7倍となり、世界で累計1800万人の雇用創出に貢献し、

さらに、その10年間に中国の関税水準を平均で15.3%から9.8%へ引下げ、約100のサービス部門を開放し、3000を超える法規を撤廃、修正、公布し、世界貿易の拡大に貢献したとされている。

また、2013年7月ジュネーブで開催されたWTO会議で、李金早商務部副部長（副大臣）は、“目下、中国経済の世界経済への貢献率は20%”と発言、中国が過去10年間に年平均で7500億ドル輸入したことを、その根拠の一つとしている。

1978年以来、中国は改革開放政策を打ち出し独自の社会主義市場経済<sup>注1</sup>を発展させてきている。そのもとで、国内市場を対外開放し世界経済・貿易の発展に貢献してきたことは否めないであろう。

そうした貢献とは裏腹に、中国は反ダンピング措置を中心に貿易救済措置を最も多く発動されている（商務部）。例えば、WTO加盟以後10年間に、中国が海外で発動された貿易救済措置（反ダンピング、反補助金など）は690件（うち、米国が約100件、EUが約70件）で、その対象金額は約400億ドルに及んだとされる。2012年単年度では、21カ国から77件（前年比11.6%増）の貿易救済措置の発動を受けており、対象金額は277億ドル（同369%増）となっている。

欧米諸国からの発動が目立つが、その要因として、中国が欧米から**市場経済国**<sup>注2</sup>としての地位を認定されていないことに起因するとする識者が少なくない。

### 参考1：増える発展途上国、新興経済国との貿易摩擦

最近では、発展途上国からの発動が目立つようになっている。例えば、今年上半期（1月～6月）、中国は39件の貿易摩擦に直面、うち、発展途上国、新興経済国からのものが、22件（対象金額、11億ドル）。件数、金額とも前年同期比ほぼ1.5倍、2012年は54件で全体の70%を占めたとされる（商務部発表）。

今や、世界第一位の経済大国の座に登りつめようとしている中国経済にも、世界の主要経済国の間に依然として縮まらない距離があることを、反ダンピング措置の適用で世界NO.1 という多さが如実に語っていると見える。

以下では、目下、中・欧貿易史上最大の貿易摩擦であり、中・欧経済貿易関係の最重要課題となっている「EU の中国太陽光パネル製品（ウエハー、セル、モジュール）に対する反ダンピング調査」（2012 年および2013 年 8 月時点までの現状）に焦点を当て論じてみたい。世界貿易における中国の置かれた現実をみる手がかりになれば何よりである。

## 1. 対 EU 輸出は生命線

表 1 は中国太陽光パネルメーカー主要 6 社と世界とのビジネス関係について整理したものである。欧州が同 6 社の主要輸出先となっていることが一目瞭然である。商務部（商務省）がまとめた統計によると、2011 年末現在、中国製太陽光パネル製品の輸出額全体に占める対 EU 輸出額

（210 億ユーロ）の割合は実に 60%（中国の対 EU 輸出総額の 7%）に達したとしている。今後、都市化の進展やエネルギー・環境対策上、国内市場での需要拡大は見込めるものの、対欧輸出依存度の高い中国の太陽光パネル業界（150 余社）にとって、対 EU 輸出は生命線といっても過言ではない。

なお、太陽光発電設備容量（2012 年）では、中国は 480 万 kW で世界 2 位、1 位はドイツの 790 万 kW、以下、イタリア、米国、日本となっている。中国が太陽光発電設備容量で世界 1 位になるのは、時間の問題とされている。

その生命線が突破されたのが、今年（2013 年）6 月 4 日。欧州委員会が中国製太陽光パネル製品に対する反ダンピング調査の仮決定を下記のとおり発表した。

- ①6 月 6 日から 8 月 6 日まで 11.8% の一時的懲罰的関税（一時的追加課税）を課す。
- ②8 月 6 日までに中・欧双方が解決策を見出せない場合、その後 4 ヶ月間は税率を 47.6% とする。

表1 中国主要太陽光パネル企業（ウエハー、セル、モジュールなど）  
地域別収入構成

賽維		昱輝		尚徳		英利		晶科		天合	
地域	%	地域	%	地域	%	地域	%	地域	%	地域	%
欧州	33.7	ア太	66.2	欧州	45.5	ドイツ	41.8	中国	45.5	欧州	48.0
中国	31.9	欧7国	25.7	米国	23.0	中国	23.3	ドイツ	24.6	中国	13.0
ア太・他	25.7	その他	8.1	中国	11.8	米国	14.1	欧3国	16.2	米国	25.5
北米	8.7			その他	19.7	その他	20.8	その他	13.7	その他	13.5

注：尚徳のみ2011年の数字、その他は2012年の数字、欧3国とはイタリア、スペイン、キプロス

出所：中国投資 2013年7月 59ページ

③今年年末までに解決法案を見いだせない場合、EU加盟国からの支持を得られれば、その後5年間さらに高率な税率を課す。

当初、EU側は、6月6日からの一時的懲罰的関税率を47.6%と主張したが、上記日程では、その関税率での課税は、2ヵ月先送りされたことになる。これには、仮決定の出る直前に、李克強総理の精力的な対応、例えば、今年（2013年）5月、ドイツ、スイス（非EU加盟国）を公式訪問し、ドイツでのアンゲラ・メルケル首相との会談で、中国の立場を説明し理解を求めたこと、**中国機電製品輸出入商会**<sup>注3</sup>の粘り強い交渉

などが大きく貢献しているとする報道が目につく。

EUは中国製太陽光パネル製品の最重要輸出先であり、仮に、中国製太陽光パネル製品に高率関税がかけられた場合、中国150余の太陽光パネルメーカー企業（従事者は40万余）にとって、欧州市場は輸出額にして210億ドル、市場規模にして全体の60%を占めていることから、致命的な打撃となると予想される。

さらに、太陽光パネル産業を戦略的新興産業として育成しようとする中国の産業政策にも影響することになり、中国としては、少なくとも、高率の追加関税を賦課されることは避けたいところであった。

## 参考2：李克強総理の電話

李克強総理は、仮決定発表の前夜（6月3日）、EU欧州委員会のバロウズ委員長と電話会談し、次のように語ったと報道されている（人民網 2013年6月5日）。

“中国政府は中国・EUの太陽パネル製品を巡る貿易紛争に注目している。本件は中国の重大な経済利益に関連し、適切に処理されなかった場合は中国側の利益を著しく損ね、また必然的に欧州側の利益を損ねることになり、中国・EU提携の大局に影響を及ぼす。中国側は貿易保護主義および、貿易救済措置の濫用に断固反対し、中国の利益を保護する。双方は貿易戦争ではなく、対話・協議により問題を解決するべきだ。貿易戦争に勝者は存在しない。中国とEUは互いに重要な提携パートナーであり、広範な共通の利益を持つ。双方の経済・貿易規模は巨大で、一部の摩擦が生じるのは正常な現象だ。中国側は欧州側と、既存の二国間経済・貿易メカニズムに基づき、関連問題について意思疎通をし、双方が受け入れられる合理的な解決策を見出し、中欧の全面的な戦略パートナーシップの発展の継続を共に促していく”

### 2. 中国とEU、価格約束で和解

6月4日のEU欧州委員会の仮決定に対し、中国機電製品輸出入商会は7月27日、欧州向け中国製太陽光パネル製品をめぐる貿易紛争で中国太陽光パネル業界と欧州委員会が、「価格約束」（中文：価格承諾）で和解したことを発表した。その和解の内容については、8月1日現在、正

式な発表はないが、新華網（2013年7月31日）によると、中国からEU向け太陽光製品の輸出価格が1kwあたり0.56ユーロを下回らないこと、および、輸出割当量の上限を7ギガワットにすることで合意したとされる（毎日経済新聞 7月29日）。なお、「価格約束」の期限は2015年までとなっている。

これまで、中国側は輸出価格を0.5

ユーロ／ワットと主張したが、EU側は0.65ユーロ／ワットを求めたとされる(北京商報 2013年7月9日)。これによれば、中国側が大きく譲歩したことになる。

この合意により、「価格約束」を受入れた中国企業94社(95社との報道もある)の製品の欧州輸出に対する反ダンピング課税は、2015年まで免除となった。

一方、輸出割当量(上限7ギガワット)の配分については、すでに、中国機電産品輸出入商会と中国太陽光企業との間で初期的な合意が出来ているとされる。例えば、経済参考報(2013年8月6日)によれば、輸

出割当量の60%を企業輸出比率に応じて配分、30%を抗弁応訴した企業の積極度に応じて配分、残り10%を小企業に配分するとしている。

### 3. 仮決定までの中国とEUの攻防

今回の中国製太陽光パネル製品に対するEUの対応は、2012年7月24日にドイツ企業Solar World<sup>註4</sup>などが欧州委員会に反ダンピング調査を申請したことに始まる。これを受け、欧州委員会は2012年9月6日と11月8日に、それぞれ、反ダンピングと反補助金調査(以後、「**双反調査**」)を開始した。

#### 価格約束までのプロセス

2012年 9月 6日	EU、中国製太陽光パネル製品に対し、反ダンピング調査を発動
10月11日	EUが公布したサンプリング企業は134社、6社とは、英利、尚徳、賽維、錦州陽光、晶澳、旺能光電
11月 8日	EU、中国製太陽光パネル製品に対し、反補助金調査を発動
2013年 2月22日	EU、双反の訴追期間を拡大
5月16日	EU、47%反ダンピング関税に関する交渉を打ち切る
5月22日	中欧、第一回双反「価格約束」交渉決裂
5月23日	英利綠色能源、天合光能、阿特斯陽光電力を中心とする中国太陽パネル企業の代表が北京でEUによる双反課税に強い反対を表明
5月24日	中国製太陽パネル製品への課税(一時的懲罰的関税徴収)に関する提案について投票(非公式、非拘束)を実施
5月25日	李克強國務院総理、ドイツ公式訪問
5月27日	鐘山・中国商務部国際貿易交渉代表が中国政府代表団を率いてEU本部で欧州委員会のカレル・ドゥ・グヒュト通商担当委員、デマルティ通商総局局長と会談。中国太陽パネル製品および無線通信機器の貿易摩擦につき交渉

### 参考 3 : 欧州低価格太陽エネルギー連盟の双反課税反対声明 (5/27)

欧州低価格太陽エネルギー連盟 (CASE :The Alliance for Affordable Solar Energy、欧州の太陽光パネル産業の企業約 580 社を代表する業界団体) が「ドイツが欧州委員会の課税の提案を正式に拒絶したことを歓迎する」、「われわれは欧州の多くの太陽光パネル企業の声を代弁する。中国製太陽光パネル製品に懲罰的関税を課せば、EU で少なくとも 20 万人の雇用機会が失われることになる。われわれの企業の従業員を守るため、また欧州の大部分の太陽光パネル産業の従業員の利益を守るため、CASE は今後も戦い続ける」とのコメントを発表。

5月28日 EU加盟18カ国が双反課税に反対「価格約束」が交渉の焦点へ

### 参考 4 : 反対多数でも追加関税の不思議

5月28日付フィナンシャル・タイムの報道として紹介した人民網(5月30日)によれば、仮決定におけるEU加盟27カ国の非公式投票では、一時的追加課税に反対がドイツ、英国など18カ国、賛成が4カ国(フランス、イタリア、ポルトガル、リトアニア)、棄権5カ国であった。

6月4日の記者会見で、“反対多数であったにもかかわらず、なぜ、追加関税が課せられることになったのか”との記者団からの質問に、EU欧州委員会のカレル・デ・ヒュフト貿易担当委員は回答を避け通したとされる。

6月3日 EU、中国製太陽光パネル製品に、6月6日から11.8%の懲罰的関税を課すと表明

7月27日 中国機電製品輸出入商会、「価格約束」で和解したことを発表

8月3日 欧州委員会、中国側の「価格約束」を正式に受理と官報で公布

#### 4. 反補助金調査の経緯と現状

中国製太陽光パネル製品に対するEUの反補助金調査は8月15日現在、なお進行中であり、その結果は今年12月5日に公布されることになっている。反補助金調査発動までの経緯は、次の通り。

2012年7月24日 EU ProSun（中文表示：太陽能聯盟、欧州の一部太陽光パネル企業が臨時に結成した団体）、反ダンピング調査の発動を申請した折、申請書に、中国製太陽光パネル製品は中国政府の低金利融資、財政補填を受けており、不当価格で対欧輸出しているとし、反ダンピング調査に加え、反補助金調査の実施の必要性を明記

2012年9月26日 EU ProSunがEU経済委員会に対し、対中輸入の中国製太陽光パネル製品が中国政府補助を受けていると提訴

2012年11月8日 欧州委員会、反補助金調査を発動

なお、中国商務部公式サイトによると、2012年11月5日、EUの加盟国が自国の太陽光パネル製品を対象

に補助金を支給し、輸入品に対する競争力を不当に高めているとして、中国がWTOに正式に提訴、WTOの紛争解決手続きに基づいて、協議を行なうことを要請したことが明らかとなったと報じている（人民網2012年11月7日）。

中国とEUの貿易関係を見ると、中国にとってEUは最大の貿易相手先であり、EUにとって中国は2番目の貿易相手先となっている。今回の中国製太陽光パネル製品に関する貿易摩擦（「双反調査」）の行方は、中国とEU間で過去最大規模であり、その交渉結果は今後の双方の経済貿易関係に重大な意義をもっているといえる。

#### 5. 双反調査に対する中国の評価

欧州委員会が中国側の「価格約束」を受入れると発表した翌日、中国新聞網（2013年8月4日）にこんな見出しが出た。

国際世論称中欧“友好”解決光伏争端系“双赢”

(国際世論の見方：中欧が友好的に太陽光パネル争議を解決し Win-Win へ)

欧州委員会が中・欧の「価格約束」を正式承認したことの意義について、国際世論は、2 ヶ月に及ぶ長期貿易交渉の膠着状況が打開され、双方は貿易戦争の発生を成功裏に回避したと前置きし、各国のメディアの論調を紹介している。例えば、

ロイター：中・欧は重要な貿易パートナーである。昨年、中国の対 EU 輸出は 2900 億ユーロ、対 EU 輸入は 1440 億ユーロ。今回の協議妥結は太陽光パネル製品の輸出入といった枠をはるかに超えた重要性がある。

ウォール・ストリート・ジャーナル紙：ドイツは EU の中国製太陽光パネル製品に対する反ダンピング課税に反対の意を表明してきた。中国企業を極めて不利な地位に置くことになり、中・欧間の正常な貿易交流に影響が出るからである。

エコノミスト誌：中・欧が直接衝突を回避したとはいえ、文章で言えば、句読点（根本的解決でなく、

あくまで暫定的な協議結果）に過ぎない。欧州の太陽光パネルメーカーは上訴するだろう。中・欧間には、このほかにも今後その発生が予想される貿易摩擦問題を抱えている。

この報道は、今回の「双反調査」における中国の立場、姿勢を能弁に語っている。それを、世界の主要メディアの報道を借りて正当化しようとしている。中国のいつものメディア戦略であるが、中国国内メディアの報道を見ると、総じて、中国では、今回の結果を肯定視していることがわかる。代表的な見出しを、中国経済新聞（2013 年 8 月 5 日）、人民日報（2013 年 8 月 7 日）から二つ（後者が人民日報）紹介しておく。

### **欧委会接受中欧光伏争端解决方案 中国表示欢迎**

（欧州委員会が中・欧太陽パネル争議解決策を受入れたことを、中国は歓迎する）

### **中欧光伏協議符合双方利益**

（中国と EU の太陽光協議は双方の利益にかなう）

因みに、今回の EU との貿易争議交渉の先頭に立った中国機電製品輸出入商会の陳恵清主任は、“最終的に決定された価格抑制の水準は対外的に公表されず、輸出割当量が中国企業の間でどのように分配されるかはまだ検討の段階にあり、公表の時期ではない。だがほとんどの企業は今回の結果に満足しており、和解に基づく貿易プランの下、合理的な輸出シェアを維持することが可能になった。全体として、中国は EU で 60% の市場シェアを維持できる見込みだ”と語っている（人民網 2013 年 7 月 29 日）。

## 6. 中国と EU における太陽光パネル産業の現状

太陽光パネル分野における中国と EU の太陽光パネル企業は、長期的には川上・川下の関係にあり、仮に、中国製太陽光パネル製品に高額の報復関税がかけられたとすると、中国のみならず、欧州の太陽光パネル企業にとっても、その影響は少なくない。

例えば、EU についてみると、先

述した CASE は、EU による中国製太陽光パネル製品に対する懲罰的関税に反対する立場を表明したが、2013 年 2 月 19 日、EU 本部のあるブリュッセルでの記者会見で、仮に 60% の懲罰的関税を課した場合、3 年以内に EU の関連企業約 200 社が倒産し、24 万人の失業者が出ると発言している（人民網 2013 年 2 月 21 日）。

一方、中国の太陽光パネル産業は、現時点ですでに深刻な供給過多の状態となっている。すでに、国内では産業再編が進行中であり、また、対外進出に活路を求める企業も出てきている。一方、中国政府は、2012 年 7 月、《“十二五”国家战略性新兴产业发展规划》（第 12 次 5 ヶ年計画 < 2011 年～2015 年 >、国家戦略性産業発展計画）を制定しており、その中で、省エネ・環境保護、次世代情報技術 バイオ、先端装備製造、新エネルギー、新材料、新エネルギー車などを戦略性新興産業と位置付け、その育成と発展を急ぐとしている。太陽光パネル産業は戦略性新興産業として、その育成と発展に大きな期待が寄せられているわけである。

さらに、今年（2013年）7月15日に公布した《国务院关于促进光伏产业健康发展的若干意见》（太陽光産業の健全なる発展を促進するための国务院の若干の意見）では、電力価格の調整、補助政策の整備、財政・税制による支援拡大を通じ、太陽光パネル製品への需要を刺激するための6大支持政策が公布されている。

この『意見』によれば、2013年から2015年までに、年平均新規太陽光発電設備容量を3.5倍以上（1000万キロワット→3500万キロワット以上）にすると、上方修正している。輸出不振、生産過剰などで破綻する大手太陽光パネル企業も出の中で、国内市場での需要拡大を先取りした『意見』と読むことが出来よう。

#### 参考5：無錫尚徳太陽能電力有限公司の破産とシーメンスの太陽光事業からの撤退

中国の太陽光パネルメーカー大手の無錫尚徳太陽能電力有限公司（サンテックパワー）に資金提供している銀行グループの申し出を受け、無錫市中級人民裁判所は負債者側が満期の債務を返済できないと判断し、「破産法」の関連規定に基づき、2013年3月20日に同社の破産・再編手続きを決定した。

中国太陽光パネル業界は、欧米諸国の中国製太陽光パネル製品に対する「双反課税」により、中国国内で産業能力が著しく余剰するといった影響を受け、深刻な打撃を受け低迷に陥った。サンテックパワーは近年、コスト増・余剰生産能力・負債率上昇といった問題を受け、生産・経営・財務の状況が悪化を続け、巨額の赤字を計上した。同社は満期になった大量の債務を効果的に償還できず、支払不能の苦境に立たされた（人民日報2013年3月21日）。

一方、世界的企業であるドイツのシーメンスが傘下の太陽光エネルギー部門（全世界）を閉鎖し同業務から撤退するのではないかとニュースが業界の関心を集めている。

中国の証券日報がシーメンス本部から確認したところによれば、2013年5月、太陽光エネルギー部門からの撤退を決定。昨年10月から今年5月までの7ヵ月間、本業務を受け継ぐ適当な投資者見つからなかったとの回答を得たとのことであった（中国経済網2013年6月21日）。

## 7. 発展に向けての対応

昨年（2012年）来、世界市場の疲弊、欧米の貿易保護主義の台頭（「双反調査」の発動）などの影響を受け、輸出依存の高い中国の太陽光パネル業界はかつてない課題に直面している。例えば、無錫尚徳（サンテックパワー）、江西賽維 LDK 等の大手は、ナスダック市場の株価が1ドル以下に暴落し、上場廃止や破産のリスクに直面した（無錫尚徳は2013年3月破産）。

今後、国家による振興・支援策、都市化の進展などで、太陽光パネル製品への国内需要の拡大が見込めるものの、企業の合併・再編による過剰生産力の調整、対外進出などによる新規・新興市場の開発などが、業界にとって、今後の業界発展に向けた課題となつてこよう。

### ①国家の振興策

まず、国家の振興策については、前述の「第12次5ヵ年計画<2011年～2015年>、国家戦略性産業発展計画」などに認められる。

都市化（本誌 NO.91号 2013年春

号参照）については、例えば、工信部<sup>注5</sup>が今年（2013年）4月公布した「关于促進太陽能熱水器行業健康發展的指導意見」（太陽エネルギー温水器産業発展を促進することに関する指導意見）で、2015年までに、年産販売300万台以上の太陽熱温水器メーカーを3社、同100万台以上のメーカー5社以上を育成するとしている。さらに、今後、都市人口が毎年1000万人増える状況下で、ほぼ200万の家庭に2億㎡の新型住宅の需要が出ると予測されており、そのうち、1億㎡に太陽熱温水器や温水システムの設置が期待されるとしている（南方都市報 2013年5月1日）。これによれば、国内市場の拡大の余地は高いことになる。果して、こうした振興策が無錫尚徳の二の舞を阻止できるか、注目したいものである。

### ②新興市場の開発

新興市場の開発については、例えば、対外進出では、漢能控股集团（民営企業）が今年（2013年）7月、米国の Global Solar Energy 社を買収したことを明らかにしている。同社は2012年、米国の太陽光エネルギー技

術企業 Miasole を買収(これにより、太陽光発電設備総量で、米国 FirstSolar 社を抜き世界最大の太陽エネルギー薄膜発電設備メーカーとなった)しているほか、ドイツの Q-Cells 社の子会社である Solibro 社を買収(推定買収価格 5 億ドル)している。

現在、中国では、中国企業の対外投資を国家戦略として積極推進していることや、太陽光パネル産業が戦略的新興産業と位置付けられていること、また、中国国家発展改革委員会が認可しているエネルギー、金融、通信、インフラ整備など 15 件の海外投資案件のうち、3 件が太陽光パネル関連となったことなど、対外投資には国による積極的支持・支援が期待できることなから、対外に目を向ける太陽光パネル企業は、今後、着実に増えてくるものと考えられる。

太陽光パネル製品の生産を対外移転したり、OEM 方式を含め海外で太陽光発電所建設などに直接投資することは、欧米などからの反ダンピング制裁措置を回避し、国内の生産過剰を消化する、“一石二鳥”の効果があるとする業界の声は少なくない

(経済参考報 2012 年 10 月 12 日)。

### ③合弁・再編

企業の合弁・再編については、例えば、EU の「双方調査」に応じた企業は 94 社となっているが、当初は 130 社であった。94 社に減った原因として、倒産、転業、合併した企業があったと報じられている(毎日経済新聞 2013 年 7 月 29 日)。倒産もあるが、短期間のうちに、企業の合弁・再編が進んだことがわかる。

### ④大きな経験・教訓

今回の貿易摩擦が協議によって一定の成果を得られたことは、これまで、WTO への提訴を含め国際的な係争に至るケースが少なくなかっただけに、中国にとって大きな経験・収穫になったといえよう。

これには、中国側の「三位一体」の対応をまず指摘しなければならない。「三位」とは政府、業界、企業を指す。即ち、政府では、李克強総理の協議解決に向けた積極的働きかけ、業界では、中国機電製品輸出入商会の粘り強い交渉、EU 関連機関・企業への積極的アプローチやロビー活

動、企業では、応訴抗弁への積極的参加などあった。

また、反ダンピング課税へのEUの足並みが揃っていなかったこと（例：半数以上のEU加盟国が反ダンピングの懲罰的徴税に反対した）なども、交渉上、中国側に有利に作用したといえよう。

今回のEUとの貿易摩擦では、対象の「Made in China」がバージョンアップ（例：高付加価値化・高技术化輸出品）していることがわかる。すなわち、対中「双反調査」は、これまで労働集約的な軽工業製品がほとんどであったが、今回は技術集約的な太陽光パネル製品となっている。

目下、中国は産業構造の高度化を積極推進しており、その過程で、貿易構造の高度化も進んでいる。そうした中で、今回のケースは、貿易摩擦が『高度化』してきていることを証明したといえる。今後中国は、動植物検疫、技術障壁、CO<sub>2</sub>排出、環境基準、認証制度などの面でも新たな貿易摩擦に直面するケースが増えてこよう。

## 8. 中国の報復措置か？

欧州委員会が、中国製太陽光パネル製品に対する11.8%の懲罰的関税を課すと表明した2013年6月、商務部は、EUからの輸入ワインに「双反調査」立案手続きに入ったことを明らかにした。これに対しEUは、中国の“報復措置”として、不快感を示した。中国がEUから輸入しているワインは、全ワイン輸入量の60%を占め、今後さらに増加すると見込まれている。

果たして、報復措置なのか。商務部国際貿易経済合作研究院国際市場研究部・白明副主任の言葉（中国経済網 6月6日）を借りると、今回の「双反調査」立案手続きは、「中国政府一遍“敬酒”、一遍“罰酒”」（中国政府は、敬酒も罰酒も用意している）と指摘している。

EU産ワインに対する「双反調査」については、昨年8月、中国酒業協会から商務部に申請されていたが、なぜこのタイミングに立案手続きに入ったのかという疑問がわく。

現在、中国はフランス・ワイン最大の輸出先であり、近年、フランス・

ワインの輸出が落ち込む中、フランス・ワインの主要7大輸出国の中で中国のみ、輸出が伸びている。フランスは今回の中国製太陽光パネル製品の「双反調査」の発動に熱心であった。また、「双反調査」に賛成票を投じた4ヵ国(フランス、イタリア、ポルトガル、リトアニア)がいずれもワイン輸出国であることを考えると、白明副主任のいう“罰酒”が『用意』されたともとれよう。中国政府は、外国製ワインの流入で国内ワインメーカーに影響が出ており、「双反調査」の立案は正当の手続きとしている。

中国製太陽光パネル製品に対する「双反調査」で「価格約束」が成立した現在でも、調査は進行中である。調査結果は、2014年7月1日に出る予定である。

一方、EUは、今年(2013年)6月、中国が特殊鋼管に高額の関税を課していることについて、WTOに提訴を検討していることを明らかにした。

中国は、すでに2012年11月8日に最終決定を発表し、EU原産の同製品に9.2%–14.4%の反ダンピン

グ税を課し、課税期間を5年とすることを決定している。

「中国政府一遍“敬酒”、一遍“罰酒”」の訳を、EUに求めるとすれば、“目には目を、歯には歯を”ということになるだろうか。

注1 中国で提唱されている新たな経済発展方式。これまでの計画経済を朱とする社会主義に市場経済のメカニズムを導入したもの。即ち、政治的には社会主義を維持しつつ、経済的には市場経済への移行を進めるというもの。改革開放政策を発動した鄧小平の考えがこの方式の基礎となっている。中国共産党の第14回党大会(1992年)で提起され、1993年の憲法修正で明文化された。

注2 需要と供給を通じて需給調節と価格調節が行われる経済のこと。計画経済はその対極。反ダンピング調査との関係では、例えば、WTO加盟国は「非市場経済国」の製品がダンピングかどうか決める際、第三国の生産コストを基準にすることが出来る。93年に、EUが中国製カラーテレビに対するダンピング調査を実施した際、中国より労働コストが二十倍も

高いとされるシンガポールを代替国とした。今回の EU による中国製太陽光パネル製品に対する反ダンピング調査との関連では、商務部の俞建華副部长助理（現副大臣）が、“欧米が将来、中国の市場経済国としての地位を承認したとしても、これによって、貿易摩擦や紛争を完全に回避できるとは思えないが、～中略～WTO加盟国がWTOルールに基づいて、貿易摩擦を適切に処理し、WTOの紛争解決制度の権威を維持し、問題が政治化したり感情的にもつれたりするのを避けることを、とりわけ国内問題を多国間の貿易ルールの上に『君臨』させたりしないことを願う”（2011年11月17日の商務部でのプレスリリースを2011年11月18日付人民網が掲載）と発言している。

本稿のテーマである EU による中国製太陽光パネル製品に対するダンピングの事実認定は、市場経済国を代替国とした上で、中国太陽光発電企業の製品価格が正常であるか判断

されることになる。その代替国には、2012年に対中双反調査を発動している米国が選ばれた。なお、米国が中国太陽光発電企業に対して設定した反ダンピング関税の高い税率（仮決定）は、タイを代替国として定められた。

注3 中国の家電・機械業界団体、中国のハイアールなど大手家電や機械メーカーが加盟。

今回の「双反調査」での役割は、関係企業を組織して資料を収集し、法律的抗弁を行うこと、中国とEUの業界協力推進し貿易摩擦を解消すること、ロビー活動、マスコミ・世論対策およびPR活動など。今回のEUとの交渉では、中国側を代表した。

注4 2012年の米国での中国製太陽光パネル製品に対する双反調査を提訴した企業である。

注5 工業情報化部の略称、中国国務院に属する行政部門。「部」は日本の「省」に相当

## 参考6：EUの先がけとなる米国の中国製太陽パネル製品に対する双反調査

欧州委員会の双反調査から遡ることほぼ1年前の2011年11月には、米国の中国製太陽光パネル製品（結晶シリコン太陽電池、モジュール）に対し、双反調査に着手している。その結果は以下のとおり。

- 2011年10月      ドイツSolarWorldを初めとする7社が連合で米米政府に、中国製太陽光パネル製品（中国製結晶シリコン太陽電池およびモジュール）双反調査の実施を提訴
- 2012年 5月      米商務省、双反調査を決定
- 2012年10月10日 米商務省、中国製太陽光パネル製品にダンピング及び補助金の行為が存在すると最終判断
- 11月 8日      米国国際貿易委員会（ITC）、米商務省の最終判断を受け、中国製太陽光パネル製品の双反課税との最終結論。  
反ダンピング課税：18.32%～249.94%（3月20日以降分）  
反補助金課税：14.78%～15.97%（5月17日以降分）

但し、商務省が仮決定した時点から90日遡って課税するとした特別措置は否決。

後日談：米商務省の中国製太陽電池に対する双反課税に関する最終判決がでると、米国の倒産した太陽電池パネルメーカー・ソリンドラ（SOLYNDRA）が、中国太陽電池企業の尚徳電力（サンテックパワー）、天合光能（トリナソーラー）、英利綠色能源の3社に対し、独禁法違反の訴訟を起こした。ソリンドラは、中国企業の独占行為により15億ドル（約1200億円）の損害を被ったとし、賠償を求めていく方針だと表明（新京報の報道として2012年10月15日付人民網に掲載）

なお、ソリンドラは米カリフォルニア州に本社を置き、かつて米国のエネルギー革新のモデル企業とされ、オバマ政権の新エネルギー政策の支援企業であった。